

4-(1)-2. 調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装(1/2)

a ガラス瓶						
項目		規格値		溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量
外観		透明であること		—	1,000	1個
b 合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装及び合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装						
① 次の試験に適合すること						
項目		規格値		溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量
溶出試験	イ 重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)		4%酢酸60°C30分	3,000	75cm <sup>2</sup>
	ロ 蒸発残留物	15 µg/mL以下		4%酢酸60°C30分	4,500	450cm <sup>2</sup>
	ハ 過マンガン酸カリウム消費量	5 µg/mL以下		水60°C30分	4,000	250cm <sup>2</sup>
	ニ アンチモン(PETのみ)	0.025 µg/mL以下		4%酢酸60°C30分	7,500	75cm <sup>2</sup>
	ホ ゲルマニウム(PETのみ)	0.05 µg/mL以下		4%酢酸60°C30分	7,500	
物性試験	ヘ 封かん	破損又は空気漏れがないこと		—	4,500	密封した容器 (内容物入り可) 3個
	ト ピンホール	ピンホールを認めてはならない		—	3,500	密封した容器又は 液体が満たせる形状 (内容物入り可) 2個
② 次のいずれかの試験(イ、ロのいずれか)に適合すること						
項目		規格値			料金 (税別・円)	検体必要量
物性試験	イ 破裂強度※ <sup>1</sup>	内容量	常温保存可能品以外	常温保存可能品	4,000	10×10cm以上 5枚
		300 mL以下	196 kPa以上	392 kPa以上		
		300 mLを超える	490 kPa以上	785 kPa以上		
ロ 突き刺し強度※ <sup>1</sup>	10 N以上			4,000	3×3cm以上 5枚	
③ 内容物に直接接触する部分はPE、LLDPE、PS、PP又はPETを主成分とする合成樹脂であること						
④ 内容物に直接接触する部分に使用するPE、LLDPE及びPPを主成分とする合成樹脂は、次の試験に適合すること						
項目		規格値		溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量
材質試験	イ ヘキサン抽出物	2.6 %以下(PPは5.5 %以下)		—	9,000	7g
	ロ キシレン可溶物	11.3 %以下(PPは30 %以下)		—	11,000	12g
	ハ ヒ素	標準色より濃くてはならない(2 µg/g以下)		—	6,500	3g
	ニ 重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(20 µg/g以下)		—	5,000	5g
⑤ 内容物に直接接触する部分に使用するPSは次の試験に適合すること						
項目		規格値		溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量
材質試験	イ 揮発性物質	スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン、プロピルベンゼンの合計が1.5 mg/g以下		—	11,000	2g
	ロ ヒ素	標準色より濃くてはならない(2 µg/g以下)		—	6,500	3g
	ハ 重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(20 µg/g以下)		—	5,000	5g
⑥ 常温保存可能品の容器包装にあつては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないこと						
⑦ 内容物に直接接触する部分に使用するPETを主成分とする合成樹脂は次の試験に適合すること						
項目		規格値		溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (100 µg/g以下)		—	11,000	3g

※1 合成樹脂、合成樹脂加工紙及び合成樹脂加工アルミニウム箔を用いた部分のそれぞれの中央部分を切り取ったものを試料とする。

(参考) エチレン・1-アルケン共重合樹脂は、エチレンに1-アルケン(α-オレフィン)を数%共重合させてもので、通常「直鎖状低密度ポリエチレン(linear low density polyethylene: LLDPE)」と呼ばれる。

4-(1)-2. 調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装(2/2)

c 金属缶						
① 次の試験に適合すること						
項目		規格値	溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量	
溶出試験	イ	ヒ素	標準液より濃くてはならない(0.1 µg/mL以下)	4%酢酸60°C30分	6,500	150cm <sup>2</sup>
	ロ	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)	4%酢酸60°C30分	3,000	
	ハ	蒸発残留物 <sup>※2</sup>	15 µg/mL以下	4%酢酸60°C30分	4,500	
	ニ	過マンガン酸カリウム消費量 <sup>※2</sup>	5 µg/mL以下	水60°C30分	4,000	250cm <sup>2</sup>
	ホ	フェノール <sup>※2</sup>	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(5 µg/mL以下)	水60°C30分	5,500	150cm <sup>2</sup>
	ヘ	ホルムアルデヒド <sup>※2</sup>	対照液の呈する色より濃くてはならない(約 4 µg/mL以下)	水60°C30分	6,000	
② 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、次の試験に適合すること						
項目		規格値	溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量	
材質試験	イ	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(100 µg/g以下)	—	11,000	3g
	ロ	ジブチルスズ化合物 <sup>※3</sup>	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。(50 µg/g以下)	—	20,000	3g
	ハ	クレゾールリン酸エステル <sup>※3</sup>	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。(1 mg/g以下)	—	17,000	3g
	ニ	塩化ビニル <sup>※3</sup>	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。(1 µg/g以下)	—	17,000	2g
d 組合せ容器包装 <sup>※4</sup>						
① 次の試験に適合すること						
項目		規格値	溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量	
物性試験	イ	封かん	破損又は空気漏れがないこと	—	4,500	密封した容器(内容物入り可) 3個
	ロ	ピンホール	ピンホールを認めてはならない	—	3,500	密封した容器又は液体が満たせる形状(内容物入り可) 2個
② 合成樹脂、合成樹脂加工紙及び合成樹脂加工アルミニウム箔(密栓用に供する物を除く)は次の試験に適合すること(封かん、ピンホール及び常温保存可能品に係る規格を除く)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-bの①～⑤及び⑦(ただし、封かん及びピンホールを除く)</li> <li>・ 破裂強度試験における規格値は、490kPa以上とする</li> </ul> 金属はcに規定する金属缶の規格または基準に適合すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-cの①及び②</li> </ul>						
③ 密栓の用に供する合成樹脂加工アルミニウム箔は、次の試験に適合すること						
項目		規格値	溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量	
※5 溶出試験	イ	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)	4%酢酸60°C30分	3,000	75cm <sup>2</sup>
	ロ	蒸発残留物	15 µg/mL以下	4%酢酸60°C30分	4,500	450cm <sup>2</sup>
	ハ	過マンガン酸カリウム消費量	5 µg/mL以下	水60°C30分	4,000	250cm <sup>2</sup>
	ニ	フェノール	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(5 µg/mL以下)	水60°C30分	5,500	150cm <sup>2</sup>
	ホ	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くてはならない(約 4 µg/mL以下)	水60°C30分	6,000	
物性試験	ヘ	破裂強度 <sup>※6</sup>	196 kPa以上	—	4,000	10×10cm以上 5枚
④ 密栓の用に供する合成樹脂加工アルミニウム箔の内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、次の試験に適合すること						
項目		規格値	溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量	
材質試験	イ	ヒ素	標準色より濃くてはならない(2 µg/g以下)	—	6,500	3g
	ロ	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(100 µg/g以下)	—	11,000	3g
	ハ	ジブチルスズ化合物 <sup>※7</sup>	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。(50 µg/g以下)	—	20,000	3g
	ニ	クレゾールリン酸エステル <sup>※7</sup>	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。(1 mg/g以下)	—	17,000	3g
	ホ	塩化ビニル <sup>※7</sup>	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。(1 µg/g以下)	—	17,000	2g
⑤ 常温保存可能品の容器包装にあつては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないこと						

※2 内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。

※3 内容物に直接接触する部分にPVC(ポリ塩化ビニル樹脂)を使用したものに限る。

※4 調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装において「組合せ容器包装」とは、合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。

※5 溶出方法は片面溶出法のみとする。

※6 密栓の中央部分を切り取ったものを試料とする。

※7 内容物に直接接触する部分に塩化ビニル樹脂を使用したものに限る。